

令和8年度下市町林業経営体支援事業の実施について

木材生産を実施する際に使用する高性能林業機械の購入に係る経費について、予算の範囲内で補助を行います。

下記対象者に該当し、高性能林業機械の購入を予定されている林業事業体の方は、5月29日までに農林地籍課までお問合せください。

【補助対象者】

- (1) 50ha以上のスギ・ヒノキ等人工林の集約化施業区域が確保されていること
- (2) 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の規定により、奈良県知事に認定を受けた町内の認定林業事業体であること
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の用人等として使用している者でないこと

【補助額】

- (1) 購入経費の2分の1以内
- (2) 上限額500万円

お問い合わせ 下市町役場 農林地籍課

TEL：0747-68-9066 (直通)